

徳島県告示第二百七十二号

徳島県豊かな森林を守る条例（平成二十五年徳島県条例第六十七号）第十六条第一項の規定に基づき、森林管理重点地域の指定が失効したので、同条第二項の規定によりその内容を次のように告示する。

令和元年八月二日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 指定の種別

第一種森林管理重点地域

二 指定の効力を失う区域

那賀郡那賀町横石字杉山一の二三

三 指定の効力が失われた日

令和元年六月二十五日